

令和7年7月から下水道使用料を改定します

これまでもお知らせしてきましたとおり、令和7年7月1日より下水道使用料を改定させていただきます。改定にあたって皆さまに下水道に対する理解を深めていただくために、今月は下水道使用料の法的根拠と木曾岬町の使用料体系、三重県内の他の市町との下水道使用料の比較等についてご紹介いたします。

下水道使用料の法的根拠について

下水道法の規定に基づき、各市町が下水道使用料の徴収方法や使用料体系などを条例で定めており、また、下水道使用料の設定の原則に関しても、同法第二十条により以下のとおり定められています。

- 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

木曾岬町の下水道使用料の使用料体系について

木曾岬町の下水道使用料は、5年前の改定（令和2年4月）で一般家庭分について、超過使用料の水量区分を4区分から5区分に細分化しました。また、消費税を内税方式から外税方式へ変更しました。

なお、基本使用料と使用した水量に応じて使用料を算定する従量制という使用料体系については、引き続き採用としました（超過使用料の部分については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を採用しています）。

今回の改定でもこの使用料体系の考え方は維持しておりますが、一般家庭分について、近年の物価変動等を踏まえ、基本使用料及び超過使用料を改定しました（右図参照）。

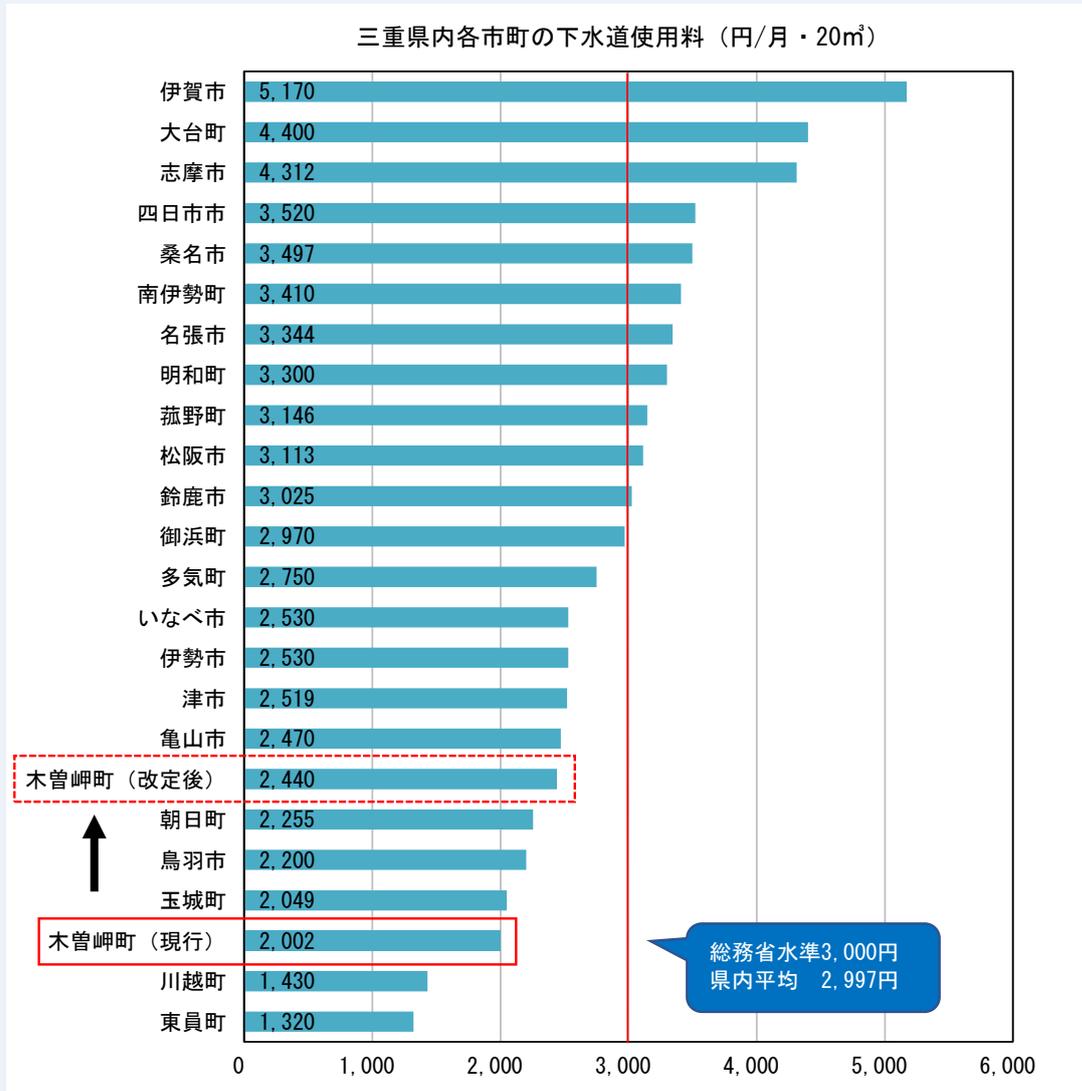
【一般家庭の場合】

下水道使用料(1箇月につき)		(外税)	
	使用水量	使用料	
		現行	改定後
基本使用料	10m ³ まで	900円	1,100円
超過使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 20m ³ 以下	92円	112円
	20m ³ を超え 40m ³ 以下	110円	133円
	40m ³ を超え 100m ³ 以下	120円	146円
	100m ³ を超え 500m ³ 以下	150円	182円
	500m ³ を超えるもの	180円	219円

木曾岬町と三重県内各市町の下水道使用料の比較

木曾岬町の下水道使用料は、月に 20m³ 使用した場合の料金（2,002 円）が県内で 3 番目の安さとなっており、三重県の平均（2,997 円）と比較しても低い水準となっています（下図参照）。

このまま下水道使用料の見直しを行わずに現在の料金を維持した場合、下水道事業の経営状況（収支状況）は今後増々悪化していく見込みであることから、下水道使用料の改定を行うこととなり、令和 7 年 9 月請求分より 2,440 円とさせていただくこととなりました。



※1 金額は税込（税率 10%）。

※2 各市町の 20m³ 使用時の下水道使用料は、例規集掲載の条例より一般家庭用の料金を算出（令和 6 年 12 月現在）。

将来的に目指すべき下水道使用料の水準

公営企業である下水道事業の経営は、地方財政法において独立採算制の原則が規定されていますので、将来的には維持管理に必要な費用を下水道使用料収入で賄える水準（税込 4,200 円）とすることを経営上の目標としています。

その水準を目標に、今後も下水道使用料の段階的な改定を予定しています。皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

● 問合せ先／建設課 ☎68-6106

ご確認ください

◆ 今後も「広報きそさき」折込チラシ等で改定の内容等について随時周知を行っていきます。